総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第63回)議事要旨

日時:令和4年3月16日(水)16時00分~18時30分

場所:オンライン会議

出席者

<委員>

大橋座長、秋元委員、安藤委員、男澤委員、河辺委員、小宮山委員、曽我委員、武田委員、辻委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

阿部 公哉 東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部 技術担当部長

石坂 匡史 東京ガス株式会社 エネルギー需給本部 電力事業部長

小川 博志 関西電力株式会社 執行役員 エネルギー・環境企画室長

加藤 英彰 電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長

斉藤 靖 イーレックス株式会社 取締役経営企画部長

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

佐藤 悦緒 電力・ガス取引監視等委員会事務局長

竹廣 尚之 株式会社エネット 取締役 需給本部長

山次 北斗 電力広域的運営推進機関 企画部長

花井 浩一 中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長

渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員

(関係省庁)

環境省

議題:

- (1) 容量市場について
- (2) ベースロード市場について
- (3) 非化石価値取引市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL: 03-3501-1749 (内線 4761) FAX: 03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

議事要旨

(1)容量市場について

○辻委員

- 追加オークションの開催判断について。今回、案1と2-1、2-2ということでご説明いただいたが、もともと需要曲線を作成した本来の趣旨ということを考えると、傾斜になっているところは調達コストと、停電コストの最小となる曲線だと理解。需要曲線に対して左側にあるという条件であれば、追加オークションを行うことで調達コストは追加になるが、停電コストが低減できるということで、停電コストと調達コストを両方見込んだ総合的なコストを減らすことになると思うので、本来の意義からすると案1が望ましいと感じる。
- 特に追加オークションに発動指令電源の1%分が予定されているということも考えると、追加オークションがしっかり実施されて、発動指令電源に道を広げるような可能性をしっかりと持つということは非常に大事。
- ただ、需要曲線が想定よりずれこみ、追加での調達量が非常にわずかだという見込みが出てきたときに、市場開催の運用に係るコスト等も判断すると、費用対効果の面からどうなのかというケースがあり得るはず。十分需要曲線に接近しているような条件であれば、開催しない判断はあるかと思うので、案2-2は追加オークションをやる可能性を十分に確保した上で、あまり残りの約定分が少ないというときには、開催しないという意味に大分近いのではと考えると、良いのではないか。
- 今後追加オークションがあまり行われない事態が出てくると、発動指令電源の割り振り、メインと追加での 上限値の割り振りが一層慎重に検討する必要があると改めて感じた。

○河辺委員

- 追加オークションの開催判断について。先ほど辻委員がおっしゃったように、自分も案1の判断基準のほうが需要家目線により立った考え方ではないかと感じた。資料のスライド 15 の3項目めにあるように、需要曲線が調達コストと停電コストの最初となる点の追記になっているということを踏まえると、メインオークションの約定点というのが内側に位置している場合には、供給力の調達コストよりも追加調達による停電コストの削減効果がより大きくなる場合があるということを意味していると思う。
- 資料のスライド 16 の表については、案 1 は調達費用が増加する可能性が高まるということが欠点のような 形で挙げられているが、やはり調達による停電コストの削減効果ということも重要な視点だと思う。その上 で追加オークションの開催基準を決めるに当たっての根本的な考え方が重要になってくると思うが、十分な 供給力が E U E の観点で確保されているかを判断指標にする場合には、案 2 の方向性になるというふうに理 解できる。他方、調達コストと停電コストの合計が最小となるように供給力が確保されているかを判断指標 にする場合には、案 1 の方向性になるのではないかと思う。
- 繰り返しになるが、メインオークションと追加オークションの間で整合性を取るという観点や、需要家目線で社会コストの最小化を図るという観点では、案1の判断基準のほうが適切。

○小宮山委員

- スライド9の来年度のオークションに関しまして、2%分追加オークションで調達することを前提で良いと 思うので、賛同。
- ただし、説明にもあったとおり、2%分追加オークションでの調達の取り扱いに関しては、次年度以降も需給状況を注視しつつ、必要に応じて検討を行う柔軟な方針に賛同。
- スライド 16 の追加オークションの開催判断に関しては、既に意見があったとおり、停電コストを含めた社会コストが低下し得る観点と、さまざまなリソースの参加機会を確保する観点、それから実需給までの設備の信頼度や、設備故障のリスクの観点を総合的に踏まえると、案2-2が望ましい考える。

○曽我委員

- 市場競争が限定的となっている恐れがある場合の扱いで、北海道・九州エリアにおいて約定価格を 1.5 倍にするという点について。この点は 2019 年頃にも色々と議論がなされた上で、1.5 倍という数値が設定されたと理解しているが、1.5 倍の価格を設定することによる小売事業者の負担とそれに対する電源設置インセンティブの付与という点について、今回の第 2 回オークションの約定結果も踏まえて、もう少し分析の余地がないのかと疑問に思う。
- 確かに第2回オークションにおいては、1.5 倍を越える部分についてはマルチプライスが適用されることによって、それなりの約定額の合計額の抑制効果が見られた点は、良い形での手当てがなされた裏付けにはなるとは思う。一方で、電源設置のインセンティブを確保するため、1.5 倍というのが本当に必要なのか、1.5 倍という価格との相関関係がどれだけあるのかについても分析をしていくことが望ましいと思う。
- したがって、電源投資インセンティブと小売事業者の負担のバランスが 1.5 倍の話のみに密接に結び付いているのかどうかの検証も含めて、検討の余地があるのではないか。

○松村委員

- ◆ 今回事務局から提案されたもの全てを支持。このとおりにやってもらえれば良いと思う。案1、案2-1、2-2の中で事務局案は2-2とのことだが、それも支持。
- まず、2%を追加オークションで募集するというのは、次回以降も維持するというのももっともな提案だと思う。スライド 12 が事務局から出ているが、これを見て心配する人が出てこないかを懸念していた。実際小宮山委員からそのような発言が出てきたので、心配のとおりのことが起こってしまった。この資料を示すときにはT−1オークションで、直前に調達しようとした量と、それから募集した量と、それからいわば日本でいうメインオークションに当たる部分で募集した部分、あるいは全体としての必要な部分の割合も一緒に示すべきではないか。そうすると 536 万というのが相当な量で、2%などという生易しい量じゃないことが分かると思う。これが日本でも追加オークション分を 2%ではなく 10%にするということになったとすると、今回のイギリスのオークションでおこったようなことは心配しなければいけないかもしれない。500 よりもはるかに少ない量が募集されていた前年、あるいは前々年のほうが日本の状況に近く、今回の資料を見て日本の現状に関して心配するというのはミスリーディングだと思う。この資料を誤認されないように説明は丁寧にすべき。
- 次に案1、2-1、2-2という部分ですが、私は広域機関の委員会でも言って、全く賛同者がいなかったので、それを繰り返してもしようがないが、案2-1で追加オークションをすると出てきたときには、当然追加オークションが必要。案1であったとしても、追加オークションは不要だ、調達は不要だということになれば、これはしなくてもいいというのは明らか。しかし、案2-1と案1の間に落ちたケースでは、調達オークションをしないと決める必要はなく、必要があるかどうか、その例外的なケースの場合にはそのとき検討すればいいということになると、裁量の余地が大きくなり過ぎて、うまく機能しないということで、提案は却下されたと思っている。
- 案 2-2 はそれに近いと言うとちょっと言い過ぎだが、中間という格好になっていて案 2-1 よりは改善だと思うので、今回の事務局案の 2-2 を支持。それで、調達コストが高くなり過ぎるということを心配するのであれば、例えば案 2-1 の基準で見れば調達不要となったときには、上限価格をメインオークションの均衡価格にするというような、追加の上限価格を設けてもいいかもしれないと思った。追加の上限価格は象徴的な意味しかなく、案 2-1 を満たさないときは、均衡価格が下がるはずなので、そもそも上限価格を設定することにほとんど意味はないと思うが、いずれにせよメインオークションで応札しないで、追加オークションまで回ると、上限価格がより厳しくなるという可能性が象徴的に出て

くると、メインを回避するインセンティブがさらに小さくなると思うので、この点は検討する価値があると思う。

○秋元委員

- 全体として提案に異論なし。これまで議論が多かった案 1 から案 2-1 か案 2-2 かというところも、案 2-1 だとリスクが高いということだと思うので、事務局の案 2-2 で良いのではないかと思った。
- 1.5 倍プラスマルチプライスという部分については、まだ1回しかやっていませんので、そういう面ではもう少し様子を見た上で、判断すべきだと思う。今の状況でこれが不適当というような判断ができるような材料はないので、この方向で来年度やるということに関しては賛成したい。

○花井オブザーバー

- 追加オークションの開催判断について。追加オークションで供給力を調達する場合、調達コストの増加に目が向きやすいが、実際は信頼度向上によって停電コストが減少するということで、先ほど多くの委員からもご意見があった。このため、追加オークションの経済性は、調達コストと停電コストの和である全体コストで評価すべき。
- 11ページの需要曲線を見ながらだとイメージが湧くと思うが、例えば上限価格 1 4,058 円における調達量の 1 億 7,605 万 k Wを確保している状態から、追加調達を行い、目標調達量の 1 億 7,699 万 k Wまで確保する場合を考えますと、調達コストは約 90 億円の増加となる一方で、E U E の値は 0.073 から 0.048 まで減少しますので、停電コストは約 110 億円減少。トータルで考えると 20 億円減少。このように停電コストを含めて考えると、追加オークションには全体コストを減少させる効果がある。そもそも需要曲線は調達コストと停電コストの和を最小化する点の集合であるため、需要曲線に基づいて追加調達を判断すれば、基本的には全体のコストが減少していく。また、調達コストと停電コストの和を最小化する考え方は、メインオークションも含めた容量市場の基本的な設計思想でもあると認識。
- 以上を踏まえると、追加オークションの開催の可能性が高い基準とすることが合理的だと思うので、今日の3つの提案の中では、案1が適しているのではないか。また別の観点になるが、オークションの2段階化は分割した供給力を追加オークションで調達することが前提であったと認識。このため2段階化を導入したこととの整合や追加オークションへの参加を希望する事業者、特に発動指令電源にニーズがあると思うが、オークションへの参加機会を確保しやすくする観点や事業者の予見性確保の観点から、追加オークションは開催の可能性が高い基準とすることが望ましいと考える。

○渡辺オブザーバー

- 来年度のオークションについては、ことしと同様に2%分を追加オークションで調達するということを 前提として、メインオークションの調達量を設定することでよいと思う。
- それから、追加オークションの開催判断についても、事務局案である案2-2を含む案2を中心に検討していくという方向でいいと考えている。一方で、今回の入札結果によって追加オークションの開催を前提に、それに見合う容量を確保した上で、メインオークションの調達量を設定したにもかかわらず、入札結果によっては追加オークションが行われるとは限らないということを改めて認識したが、この点は事業者によって認識の齟齬が出ないようにしていくことが重要だと感じた。
- 追加オークションと実効性テストの実施時期及び1地点複数応札の適用に関して追加でコメントする。 実施時期や期間の短縮の検討を行うには、簡易指令システムへの接続や電源等リストの提出、あるいは 実効性テストの実施方法、さらに別途議論されている追加オークションへの参加可能な電源の扱い等を 踏まえて、新しいルールの適用には不公平感が出ないよう、十分な周知期間が取れるということを前提

として検討いただくようお願いしたい。

○竹廣オブザーバー

- 2点コメントしたい。まず、追加オークションについて。8ページから9ページにかけて、来年度のメインオークションで2%分の追加オークションに対する考え方を丁寧に記載いただいた。次年度のメインオークション時における追加オークション設定の考え方については、容量市場の実需給開始前である現時点としては、ここに整理をいただいたとおりかなと考える。その上で実際の追加オークションの開催判断についてだが、16ページの3ポツ目で、実需給までに設備トラブル等で供給力が減少した場合、許容される供給信頼度を維持できなくなることも考えられるため、案2−2としてはどうかという記載があるが、トラブル発生の可能性というのはあらかじめ確保した容量で実需給断面に臨んだ後も、同じリスクを抱えているのではないかと思う。このようなトラブル発生も前提に、目標調達量については一定の計画外停止率も見込んで設定しているかと思うので、案2−2自体は反対ではないが、これを理由に案2−2を選択するというのは少し違和感を感じた。
- 一方で、発動指令電源については、過去の議論で実需給断面に近づくほど参加の可能性も高まるといった考え方から、追加オークションに 1 %相当を組み込んだ経緯があるので、DRのような発動指令電源については、今後需給バランスの確保の重要なアイテムとして育てていく意味も含めて、需給曲線の傾斜部分であっても、追加オークションでのチャンスをなくさないような制度設計としてもよいのではないか。
- 2点目だが、32ページの市場競争が限定的となっている恐れがあるエリアにおける1.5倍の基準だが、次の33ページの米印のところにあるように、上限価格を市場価格の1.5倍とすると、緊急設置電源に係るコストの回収も可能なので、現状の倍率を上げたとしても、電源設置のインセンティブは上がらないのではないかと懸念。したがって、倍率については引き続きそのままとして実施して、今後の結果を確認いただいくのが良いのではないかと感じた。

○斉藤オブザーバー

● 25ページの1地点複数応札の適用について。これについては、安定電源の確保の観点から、安定電源の一部を意図的に発動指令電源にシフトさせる等の事業者行動を誘発しないよう、適切な措置を講じるなどその点だけ慎重に進めてほしい。

○石坂オブザーバー

- 2点コメントしたい。1点目、先ほどから議論になっている追加オークションの開催判断だが、16スライドにあるように、費用の増加を抑えつつ、供給信頼度を高めることは必要になるが、追加オークションにおける約定の方法が、必ずしも明示的になっていないので、費用増加ということについてはやや心配している。
- 特に案1や案2-2では問題になってくると思うが、案1や案2のような状況では、費用が増加するだけなので上限価格に張り付くような約定は多分ないのだと思う。自分のイメージとしては、星印を上に引っ張ったところがどこまでいっても上限価格なのだろうというふうに想像しているが、そういうところをきちっと明示いただいて、ご検討いただいて、お示しいただけると良いと思った。
- 2点目は1地点複数応札の適用時期についてだが、26スライド目のとおり、基本的には書かれている ことに賛同したいが、できる限り早くということはありつつ、やはり準備期間もあり、公平性を考慮す るのも非常に重要なので、事務局に書いていただいたとおり案2が妥当だと考える。

○小川オブザーバー

- 追加オークションの開催判断についてコメントしたい。案 2 − 1 と案 2 − 2 の差は、25 年度の需要 曲線で見ると、100 万 k Wないし 95 万 k W程度と認識。一方で、調達オークションが開催される 前に費用が増加する一方で、供給信頼度を高めるという観点が必要と書いていただいたが、供給信頼度を維持しやすくする観点からは、案 2 − 2 のみならず、案 1 とすることも考えられるのではないか。
- さきほど、案 1、案 2 2も停電コストを含めると効率的な調達であるというご意見が出ていたが、そこはそのとおりだと思う。その上で8ページにはメインオークションで不落となった電源は一般的に休廃止を判断する一方、現時点での新設電源の見通しは限られているというような記載をいただいている。発電事業者の立場としましてはそのとおりだと思っており、特に足元、電源の新設は進まないという状況があるので、安定供給を当該年度のみならず持続的に確保していくという観点から、発動指令電源を確保すると同時に、既存の電源を維持しやすくするという観点も重要ではないかと感じる。現在の日本の状況を踏まえると、やはり安定供給をより重視して、電源維持につながりやすい案 1 とするのが望ましいという考え方もあるのではないかと考える。

○事務局

- 特に本日は開催の判断について、案1か特に案2-2、いずれになるのかといったところでご意見を多く頂いた。案1は、停電コストも含めて社会コストとしてどう判断するのかというご意見であろうかと思うし、案2-2は、従来ご議論いただいていた案2-1に比べれば、調達オークションの開催される可能性が高まるという観点では、望ましいということではないかということでご支持いただいているものと考えている。
- 一方で、これまでの議論の中でももちろん供給信頼度の維持という観点からは案1ではあるけれども、一定程度開催を行わない、追加オークションを行わないという余地も残すことがバランスがいいんではないかといったことが広域機関の検討会で出ていた中で、案2-1といったようなバリエーションが考えられていたところというふうに理解している。きょうもご意見いただいた中で、例えば価格の約定の仕方でのイメージ、や目標調達量と上限価格の量が100万kWだというお話なども頂きましたが、そういったところのイメージも踏まえて、さらにご検討いただければというふうに考えている。EUEの話もあったので、引き取らせていただき、改めてご提示したい。
- それ以外の論点については、2%分の部分については本年度と同様にということでおおむねご賛同いただけたのではないかと思う。また、1地点複数応札についても、基本的には 25 年度の追加オークションからという形、さらに不公平がない形で検討を進めさせていただければというふうに考えている。1.5 倍につきましても、まだ現時点ではそういった形で実績がないところではある。制度設立時にもいろいろご意見があったところであり、その際にもシミュレーションが難しいという中で、事業者のご意見もお伺いしながら決めていくということで、まずは 1.5 倍からやってみようということでしたので、きょうもさまざま定量的な分析といったお話も頂いたところであるが、引き続きどういった形で妥当性について確認できるかといったことについても課題とさせていただく。

(2)電源投資の確保について

○小宮山委員

● ご説明のとおり、ベースロード市場の約定量が増えていること、また新規参加者が増加していることは何より。スライド 26 の論点 2 の分断値差の件でコメントする。ベースロード市場は、基本的

にコストベースでの事業者入札が行われているが、現状では、大幅な分断値差があるが、ベースロード電源のコスト回収、維持などにも影響を及ぼす可能性もあり、またベースロード電源の供給インセンティブにも影響を与える可能性もあるのではないか。また、ベースロード市場のご説明にもあったとおり、再エネ普及、拡大など設計当時と環境が異なっている側面もあるかと思う。そうしたことも踏まえ今後のある程度予見し得る需給状況も踏まえて、事業者が分断値差に伴うリスクを回避し得るアプローチを検討する観点で、見直しを行ってもよいのではないか。

● 一方で、市場範囲の見直しに関しては、広域調達の観点から現状並びに当面のベースロード電源への需要と供給の広域的なバランスから慎重に判断することが大事。

○又吉委員

- 論点1についてだが、第4回のオークションについて、買い手、売り手双方のご意見を考慮して、 次回も供出を任意とする事務局案に賛同したい。
- 続いて論点2の分断値差についてだが、足元のみならず、今後も恒常的に大きな値差がある集中的なエリアに生じるというところが見受けられると思う。値差がこれだけ大きいと、売り手側での収支影響も相応に大きくなってくるため、競争上の公平性の観点からも状況変化を考慮した早急な見直しが必要。次回以降議論したい。

○安藤委員

- まず、13 ページについて。ベースロード市場の参加者が増えているのはとてもよい傾向かと思うが、より厚みを増やすという観点から、潜在的には参加する可能性があるがまだ利用していない事業者に対して今どういう問題があるのか、またどういう点が改善されたら利用に前向きになるのかということの聞き取りをしてほしい。
- 26 ページのところにある分断値差について。この制度をつくる段階ではそこまで考えた上での判断だが、想定したよりも影響が大きそうだということで、まずは 26 ページにあるとおり、現状を踏まえて見直しを検討するステップに進んでほしい。

○秋元委員

● 今の論点2の部分についてだけだが、制度設計時から状況が変わってきているので、値差リスクに対する対応案を今後検討していくべきだと思うので、次回以降議論したい。そのための情報提供もお願いしたい。

○竹庸オブザーバー

- 22 ページにあるベースロード市場に対する意見の中で、燃調付きの商品を望む声について記載されている。今の燃調なしの商品については、燃調が大きく変動しても原価を固定化できるメリットがあるわけで、これはこれで魅力のある商品だが、約定結果が示しているとおり、これだけ燃料市況が大きく変動する中で、売り手と買い手の燃料に対する目線が合わないがゆえに、約定に結び付いていないということも事実かと思う。
- こういった状況を踏まえると、既存の価格固定の商品に加えて、燃調付きの商品がラインナップされることは望ましいと考える。燃調の設定や、固定の商品との比率等、細部設計の面では検討要素があると思うが、売り手と買い手の双方のリスク低減にもつながり得るものではないかと考えるので、検討いただきたい。

○渡辺オブザーバー

● 昨今の資源価格の動きを目の当たりにし、改めて燃料価格のボラティリティの大きさと将来価格の 見通しの困難さを再認識しているところ。これにより、BL市場のような市場においては、買い手 のみならず売り手も価格を1年間固定することのリスクについて、改めて再認識しているのではな いか。このようなリスクへの対応としては、燃調等で燃料影響を反映する仕組み、あるいはより短 い期間の商品をつくるというような形で、売り手と買い手の双方にとって使い勝手のいい、リスク がある程度ミニマイズできる商品設計というようなことも検討いただきたい。

○小川オブザーバー

● 分断値差について。先ほどからもご意見が出ているが、分断値差を放置するのはよくない。市場の 範囲の在り方を見るというやり方では、市場の分割が大きくなったり、市場が細分化されたりする。 足元既にそういう問題が生じているので、足元の 22 年度の受け渡し分においても、売り手、買い 手双方の事業者にリスクが生じている状況があるため、このリスクをカバーする方策をできるだけ 早く検討いただきたい。

○國松オブザーバー

- B L 市場に関しては、我々日本卸電力取引所がルールに従った運営をしている。論点2であがっている主に九州エリアを西日本が分割をかけるかどうかというところについては、しっかりと議論してほしいし、我々も出せるデータは出していく。ただ、分断値差がどこかにあるのかと言われると、関門の分断値差に関しては、多くの部分が経過措置で事業者に支払われているもの。したがって、取引所から広域機関に今後収めることになっているがそういった類いの金額は関門の部分に関しましてはほぼないので、その点はご注意いただきたい。
- 売り手が損をしてしまうこと、例えば 10 円の電気を 0.1 円で売っているというがあるならば、その場合は売り手は 10 円の買い戻しを入札しておけば、安い値段で売る必要はない。これは間接オークションのときにも議論になったが、必ず発電しなければならないかというと、安い電源があるのであればそれに任せておけばいいという考え方もあるかと思う。買い戻し等によって原価割れで売ることを避けるということもできるので、その辺りも踏まえてどういったことが望ましいのかを考えていきたい。分断の頻度から考えれば、エリア分断というのは十分に検討に値すると思う。

○事務局

- 値差については、小宮山委員からもご指摘いただいたとおり、ベースロードの本来的な趣旨、広域 運用といったこともしっかりと念頭に置きつつ、そういった趣旨と齟齬がないような形で検討を進 めていく必要があると考えている。
- 一方で、ベースロードについては、ご案内のとおり7月が初回のオークションになっており、まだ来年度に向けて何をするのかといったこと、そしてさらにベースロード全体を見たときに直さなければならないことがある場合は、一定程度議論の期間も必要になる。次回改めて論点はご提示するが、場合によっては来年度対応すべきことと、それ以降の話といったことを分けながら議論を進めていくのがよいのではないかと考えている。
- また、燃調付きの商品についてもご意見をいただいたが、ベースロード自体の趣旨がある種のヘッジ的な役割を持っていることもあるので、そういったところに燃調の位置付けが入ってしまうということになると、本来的なベースロードの趣旨といったところから少しずれてしまうのではないかと思う。

- また、価格のシグナルといった観点でも、固定になっていることでどういった値になるのかが見えてくる部分もあるかと思っておりますので、そういったことも念頭に置く必要がある。燃調という観点だと、事業者にとっては例えば相対取引については燃料費調整が付いているというケースもあるので、バリエーションを持っておくという観点は、売り手、買い手双方にとっても望ましいのではないかと思う。
- 最後に國松さんからお話いただいたが、買い戻しが行えるといった点については、基本的にベース ロードの買いは新電力が行うことになっていると認識しているので、そのまま買い戻すことにはな らないのではないかと考えている。

○國松オブザーバー (事務局の回答に対して)

● 買い戻すといったのは、スポット市場での買い戻しのイメージ。0円でベースロードの売りが出る わけだが、それを原価である10円のところで買い戻しの入札をしておくことで、0円で売る、売 り入札がされるということを避けることができるというふうに考えている。

○松村委員(事務局の回答に対して)

- 國松さんが言った2番目の点は全く正しいと思う。間接オークションという文脈でも言われた、送電権という文脈でも言われたわけだが、これも全く正しい。ベースロード市場での売り戻しが可能か否かと言う問題ではないと思う。今事務局からの回答は心配。國松さんの言うような発想があるからこそ、こういう清算スキームを取っている。それを回避するというのは、ある種市場が完全に働いていればできるはずだということが分かった上で、具体的にこのような問題があるからこのリスクが大きいとか、解決しなければいけないとか、そういう点がちゃんと分かって発言しているのか、他の委員の発言をきいていて若干不安に思った。
- この論点はもっともな論点だと思うので、これから議論していくことになるはずだが、國松オブザーバーが言ったことを理解した上で、それでもなお補正が必要だと言わないと、制度全体の仕組みを理解しない、安直な議論になっていると思われかねない。次回以降具体的に議論する際には、指摘された点をちゃんと理解した上で発言していることが明らかになるように、議論を進めてほしい。

(3)非化石価値取引について

○國松オブザーバー

- トラッキングに関しては我々でもしっかり運用していきたいと考えている。ご検討いただいたもの を基に弊所でしっかり議論して、そういった設定をしていくという流れで承知。準備していく。
- 1点、22ページの環境表示価値の活用の4ぽつ目について、こうした点を踏まえというのは恐らく 3ぽつ目のところ、1月から12月発電分の証書は、4月から3月分の電気に対して利用できると いうのを受けて、小売電気事業者が使う場合は、4月から3月の電気に対して利用できて、需要家 が得た場合は4月から6月まで、4、5、6の3カ月はかぶるというふうに考えるということなの か。
- これを踏まえると 21 年4月から 22 年3月末までに使用した電力に対して環境表示価値を活用するということが可能になると思っているが、6月末までいろいろなアピールをするので、そういったことを活用すれば6月末までは活用するが、組み合わせる先の電気は、あくまでも 21 年4月から 22 年3月までに使用した電気に組み合わせるものなのか、若干疑問に感じている。

○松村委員

- トラッキングも含めて事務局の提案は全て支持。スライド5を見てもらうと、どうして市場の最低価格よりも低い値段で売らなきゃいけないのか不思議に思う人も、これだけ見ると出てくると思うが自然なことであると思う。市場の最低価格を設けたけれども、その価格が高過ぎるので、大量に売れ残りが生じる。大量に売れ残りが生じると、市場価格では売れないことになるから、それよりも低い値段でも確実に買ってくれるならそっちで売ったほうがいいというのはごくごく自然なことで、これが8割を占めているからといって、異常なことが起こっているというよりは、もともとある程度予想されることが起こっているということだと思う。
- ただそんな設計ではまずい。市場のほうでは高い価格になっていて、相対取引では低くなっている。 そうすると市場取引を完全に空洞化させる状況になっているということになる。さらにこの場合、 相対取引で支配的事業者が自分たちの仲のいい人にはアクセスする機会があるけれども、そうでな い人はアクセスする機会がなく、そういう人が市場に参加しなきゃいけないということになったと すると、すごく不公正な市場になっているかもしれない。したがって、監視の必要も相当に出てく ると思うし、恐らく事後的に本当にフェアなみんながアクセスできるような格好で相対取引ってさ れていたか否かが問われることになると思う。1つ間違えるとカルテルの温床にもなりかねない状 況になっている。それでも市場価格での最低価格は維持するのでよいのかについては、今回論点に なっていないということは十分承知しているもののが、本当にいいのかということは引き続き考え る必要がある。

○小川オブザーバー

- まずアンケート結果について。4ページに示していただいたグラフを見ると非FIT証書の21年度の外部調達必要量407億kWhに対して、2月時点での調達実績は377億kWh。右下の米の注釈に記載いただいているように、20年度は約200億kWhの証書が未調達だったとのことなので20年度と21年度の合計で230kWh程度が調達されていない状況。
- 来年度は第1フェーズの最終年度になるが、過去の本作業部会での試算によると、来年度は証書供給量が770億kWhに対して、需要量が650億kWhで、その差が120億kWなので、230億kWに対して来年度の差が120億kWhということで、このままだと需要が不足する可能性があるという状況にあることは理解できる。また今年度、高圧のオークションが残っているし、6月まで3カ月程度の期間が残っているので、このタイミングでこういう形で事務局がアンケート結果を示していただいたことは感謝。
- 2つ目、トラッキングの本格運用について。7ページのアンケートでも書いているが、当社でもトラッキングに関する多くの引き合いを頂いている。今後カーボンニュートラルの実現、あるいはRE100対応という観点で、トラッキングに対する皆さんのニーズは着実に高まっていくと感じている。その上で20ページの論点については賛同するが、3つ目の有償化の開始時期については、小売事業者としては事業家へのトラッキングつきメニューの契約にも影響が出てくるので、例えば需要家との年度の契約が多いタイミングである年度初めの4月に合わせて有償化を始めるとか、そういったことも考えられるのではないか。今後整理していただくことだと思うが事業者からも実務に関わる意見をまた聴取いただいた上で、具体案について提示いただきたい。

○斉藤オブザーバー

● 小川オブザーバーが話題に挙げた 20 ページの費用のかけ方という論点のところについて。トラッキングの手数料については、現行のスポット取引の売買手数料と同様に、取引量に比例する従量制課金と使用料に応じた階層ごとの定額制の2つのプランを用意し、事業者が選択できるような形で

検討いただきたい。

○渡辺オブザーバー

● 環境価値の適用期間に関して。先ほど小川オブザーバーからも意見があったが、当社にもスライド 22ページの1ぽつ目にも記載されているようなさまざまな問い合わせを需要家から頂戴している。 今後、中身を整理していく際は、ぜひ需要家と接点を持っている小売、あるいは需要家の意見など も聞いていただき、より使いやすいものにしてほしい。また、トラッキング費用のかけ方、手数料の具体的な制度設計に当たっては、現行のJPEXのスポット市場取引で採用されている売買手数 料と同様の設計をするのがよいと考える。

○花井オブザーバー

- トラッキングの本格化に向けた論点について2点コメントしたい。まず1点目として、費用負担者について。現状のトラッキング事業において、需要家にはRE100に活用等のメリットがある一方で、発電事業者には事務経費の補填もなく、トラッキングに参加する具体的なメリットが見出せない状況にある。その中で発電事業者に負担をかけることは、供出量の低減につながりかねないため、現状においては受益者負担の考えから購入する側の負担が望ましい。
- 一方で、15ページの米国の例を見ると、トラッキング対象電源の違いにより、再エネのみの場合は 発電事業者も料金負担対象となっている。この比較等から米国では再エネ電源のトラッキングには 価値があり、発電事業者にとってもブランディング等のメリットがあるとも読み取れるのではない ではないか。日本においても、今後相対取引によるトラッキングが始まり、証書価値が高まってく ると、発電事業者にとってもメリットが発生することも可能性として考えられる。このため、諸外 国の例も参考に、将来におけるトラッキング事業の供出側、購入側、それぞれの得失を考慮した上 で、負担者及び負担配分を検討いただきたい。
- 次に、費用のかけ方について。利用者である小売事業者や需要家の取引量がそれぞれ異なる中、トラッキングのさらなる利用促進及び分かりやすさの観点から、既存のスポット市場の取引手数料と同様の考え方である従量制と定額制のどちらかを選択できる方法も一案だと思う。

○小宮山委員

● スライド 20 のトラッキングに対する費用負担者の点について。ご説明のとおり、現状のRE100 等へのニーズも踏まえて、トラッキングを利用する証書を購入する側で負担する方向性でよいと思うので賛同。ただし、一方で今後、より電源側でも社会的価値向上等、トラッキングへのインセンティブが高まるような状況変化がもし生まれるようであれば、適宜見直しを行ってもよいと考える。

○事務局

● まずご質問があった 22 ページについて。國松オブザーバーから3つ目と4つ目のぽつと、なぜ4つ目で6月末なのかというお尋ねがあった。まず上から3つ目のぽつは、高度化法や温対法の報告において活用される場合の例を記しており、これが年度の電力に対して利用されるというものになる。一方で上から4つ目の点は需要家の利用のところだが、高度化法などではなく、純粋に環境表示価値という形での活用になる。その際に10月から12月の発電分の証書は、オークションに係るのが5月になる。それを環境表示価値として利用する場合、5月に取得した証書を6月末までの間使えることを意味しており6月末までと記載している。3つ目までは年度単位で動いているということ、4つ目は環境表示価値であり、世の中に売っていく際に、5月に買ったものを5月、6月に使っている電気に当てることができ

るという意味で6月末までと記載している。こうした点は、需要家だけでなく、小売の方々に対しても しっかりわかりやすく説明をしていきたい。

- 松村委員からご指摘・ご意見をいただいた全体の取引の状況、小川オブザーバーからご紹介いただいた 22 年度の見立てについて。22 年度は高度化法の義務での3年間の最後の年になる。中間目標の議論に おいても、さまざまな懸念が示されたので、需給状況と価格の動向、22 年度の取引動向を引き続きしっかり確認していく。
- 有償化については、冒頭に國松オブザーバーからコメントがあったとおり、本日頂いたご意見を踏まえて、今後「PEXにおいて検討いただきたい。